



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*23 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1
- \*24 和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則 (経営支援課)..... 2

### ○ 告示

- 329 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 2
- 330 生活保護法による介護機関の指定 ( " )..... 2
- 331 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 3
- 332 " ( " )..... 3
- 333 " ( " )..... 3
- 334 " ( " )..... 4
- 335 保安林の指定施業要件の変更 ( " )..... 4
- 336 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 337 " ( " )..... 5
- 338 " ( " )..... 5
- 339 " ( " )..... 6
- 340 " ( " )..... 6
- 341 道路の供用開始 ( " )..... 6
- 342 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 7

### ○ 警察本部告示

- 2 和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ..... 7

### ○ 公告

- 入札公告 (警察本部)..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第23号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則(平成17年和歌山県規則第91号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県立仙溪学園設置及び管理条例施行規則

第1条中「和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例」を「和歌山県立仙溪学園設置及び管理条例」に改める。

第2条を次のように改める。

(入所定員)

第2条 和歌山県立仙溪学園（以下「仙溪学園」という。）の入所定員は、50人とする。

第3条第1項中「児童施設」を「仙溪学園」に改め、同条第2項中「条例第4条に規定する指定管理者（母子生活支援施設及び児童発達支援センター（以下「指定施設」という。）の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第6条第1項において同じ。）」を「知事」に、「指定施設の利用」を「利用」に、「指定施設からの退去」を「退去」に改め、同項第4号中「指定管理者」を「知事」に改め、同項第5号中「指定施設」を「仙溪学園」に改める。

第4条の見出し中「児童施設」を「仙溪学園」に改め、同条中「指定施設」を「仙溪学園」に、「指定管理者」を「知事」に改める。

第5条中「指定管理者又は」を削り、「児童施設」を「仙溪学園」に改める。

第6条第1項中「指定施設」を「仙溪学園」に改め、「条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは」を削り、「指定管理者」を「知事」に改め、同条第2項を削る。

第7条から第9条までを削る。

第10条中「児童施設」を「仙溪学園」に改め、「又は知事の承認を受けて指定管理者」を削り、同条を第7条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県規則第24号

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農林大学校校則（昭和58年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、県内に住所（生活の本拠をいう。以下同じ。）を有し」を削り、同条第2項を削る。

第25条中「第8条第1項各号」を「第8条各号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 告 示

#### 和歌山県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
海南市	海南市南赤坂11	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1272-40	訪問看護・介護予防訪問看護	平成29.12.24

#### 和歌山県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
海南市	海南市南赤坂11	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1519-10	訪問看護・介護予防訪問看護	平成29.12.25

### 和歌山県告示第331号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字窪1885の7（次の図に示す部分に限る。）、字垣立2212の6・2212の9・2220の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第332号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字字井苔字滑谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、字丸藪139の1（次の図に示す部分に限る。）、大字修理川字胡桃谷1286・1288（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字滝谷1563の1・1566の1・1566の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第333号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾川字迫谷136の7・136の10・136の13（以上3筆

について次の図に示す部分に限る。)、大字高津尾字八軒道1622の4・1622の6・1622の8(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字伊左ノ川1644の1・1644の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、大字三十井川字大又463の3・463の5・463の10(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第334号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字伊左ノ川1651の2・1651の5・1652の1・1656(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第335号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市粉河字西大道端3412番1地先から同市粉河字深堀2503番1地先まで	旧	13.46	1,705.70	薬師谷橋 L=122.00
		71.32		湯屋谷橋 L=49.50 矢倉2号橋 L=45.00 矢倉1号橋 L=39.50 須川橋 L=131.00

和歌山県告示第337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市猪垣字北惣坂77番1地先から同市粉河字西大道端3415番1地先まで	新	13.46	1,705.70	須川橋 L=131.00
		71.32		矢倉1号橋 L=39.50 矢倉2号橋 L=45.00 湯屋谷橋 L=49.50 薬師谷橋 L=122.00

和歌山県告示第338号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字曾我岩1735番1地先から同町大字花園梁瀬字赤滝原1811番22地先まで	旧	5.15 71.32	822.35	
同上	新	9.05 47.82	811.60	

## 和歌山県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玄子小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字中津川字穴後1640番7地先から同町大字中津川字金山1357番1地先まで	旧	6.00 ） 28.50	715.50	
同上	新	6.00 ） 28.50	715.50	
同上	新	8.60 ） 64.00	679.00	

## 和歌山県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中芳養字貝田2198番1地先から同市中芳養字鳥淵3014番1地先まで	旧	4.20 ） 35.80	1,115.20	山根木橋 L=6.20
同上	新	4.20 ） 35.80	1,115.20	山根木橋 L=6.20
同上	新	10.25 ） 32.20	836.50	中芳養トンネル L=220.00 小畔川橋 L=16.80

## 和歌山県告示第341号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字貝田2198番1地先から同市中芳養字鳥淵3014番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月29日 午前10時

### 和歌山県告示第342号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3415	岩出市波分字赤曾根202番2の一部	大阪府岸和田市箕土路町一丁目9番5号 株式会社向建 代表取締役 中嶋勉	平成 30.3.9	5.00	27.93

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年3月27日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 調達役務の名称

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務

##### (2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

##### (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年3月27日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 冗長化構成(クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成)された24時間365日運用のアプリケーションシステムについて、更新又は構築作業を行った実績を有すること。

(イ) 作業拠点について、15拠点以上で機器の更新又は機器設置作業を行った実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)及び(ウ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(ウ) 端末機器等の現地保守(修理)について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

ク 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びキからケまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は(1)のオの要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカの要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠する機器及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等



を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム更新又は構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

(サ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(シ)の書類については貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠する機器及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム更新又は構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア又はイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年3月27日（火）から同年4月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年3月27日（火）から同年4月11日（水）までの間に和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

##### (2) 日時

平成30年4月6日（金）午前11時00分

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年3月27日（火）から同年4月17日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年4月17日（火）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

通信指令室

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-425-1617

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成30年4月20日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成30年5月1日（火）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年5月8日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

## 入札公告

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年3月27日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成30年度から平成35年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務 一式

## (3) 履行期間

ア 和歌山県警察通信指令システム更新期間

契約日から平成31年2月28日までの間

イ 和歌山県警察通信指令システム賃貸借期間

平成31年2月1日から平成36年1月31日までの間

ウ 既存システムの撤去

契約日から平成31年2月28日までの間

## (4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

## (6) 入札金額

総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県警察通信指令システム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）

和歌山市小松原一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-425-1617

## (2) 期間

平成30年3月27日（火）から同年4月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

## (2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほ

か、平成30年3月27日（火）から同年4月11日（水）までの間に通信指令室に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室8

##### (2) 日時

平成30年4月6日（金）午前11時00分

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

##### イ 入札日時

平成30年5月9日（水）午後1時30分

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年5月9日（水）午前10時までに通信指令室に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。  
コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。  
コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2で定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、通信指令室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of communication order support system for the Wakayama Prefectural Police and equipment lease

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Wednesday 9 May 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 10:00 a.m. Wednesday 9 May 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120